



盛職安沼発1129第1号  
平成28年11月29日

事業主各位

盛岡公共職業安定所沼宮内出張所長



雇用保険の適用拡大等について（法改正のお知らせ）

当所の業務運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年3月29日成立）により平成29年1月1日から雇用保険の適用拡大等が行われますが、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となる等、法改正に伴って事業主の方の手続きが必要になる場合があります。

つきましては、別添リーフレットをご覧ください新たに手続きの対象になる労働者の方がいらっしゃる場合は、期限内に所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。

なお、労働保険事務組合に事務委託をされている場合は、当該事務組合を通じて手続きしていただきますよう併せてお願いいたします。

担当：鈴木

TEL 0195-62-2139

FAX 0195-62-1312

**平成29年1月17日(火)開催  
改正雇用保険法説明会 & 労働基準法基礎セミナー  
参加申込書(兼FAX送信票)**

盛岡公共職業安定所沼宮内出張所 行き (FAX 0195-62-1312)

※添書・FAX送信票は不要です。

※1月10日(火)までにお申込みください。

事業所名			
所在地		〒 -	
TEL・FAX		TEL ( ) -	FAX ( ) -
参加者	職名		
	氏名		

※ハローワーク処理欄 受付日

受付番号